

5 工事事務報告方法の 一部変更について

平成16年7月28日 通知

平成16年7月28日

本庁関係課・室の長
土木事務所等の長
関係外郭団体の長 } 殿

技術管理課長

工事事務報告方法の一部変更について（通知）

工事事務報告については、平成14年11月11日付け、技術管理課長通知「工事事務報告書の様式の変更について（通知）」に基づく様式により事故報告書を作成し、技術管理課へ紙媒体による報告を発注者に求めていましたが、今般、工事事務報告書の提出と当該データ整備の迅速化を図るため、インターネット利用による報告とすることとしましたので、平成16年8月1日以降に発生した工事事務報告については、**別添1**の事故報告書提出等の基本方針に基づき報告して下さるようお願いいたします。

なお、「鹿児島県土木事務所事務取扱要綱」の第10条（2）に基づく、事故等発生後における報告の取扱いについては、従来どおりとします。

記

- 1 対象工事：土木部所管工事（委託業務を含む。）で平成16年8月1日以降に事故の発生した工事。（漁港事業を含む。）
- 2 対象事故：労働災害、もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害（詳細については、**別紙1**参照のこと。）
- 3 提出報告書
発注者作成様式 - 2種類（各事故共通・・・様式-1，事故調査委員会を開催した場合・・・様式「事故調査委員会の技術的所見」）
請負業者作成様式-4種類（一般事故用，墜落事故用，重機事故用，交通事故用・・・様式-2（1），（2），（3），（4），資料①，②，③）
- 4 各様式の取得：ホームページから様式を取得します。ホームページアドレスは、発注者・請負者とも同じです。
ホームページアドレス <http://sas.eicm.or.jp/>
- 5 提出方法
ア ホームページを利用する方法
請負者用（ホームページ上で様式取得・入力し，ホームページ上で発注者に提出）
発注者用（ホームページ上で様式取得・入力し，入力が終了したら技術管理課へ連絡）
イ 紙ベース（手書き）に記入し提出する方法（従来と同様：ホームページの利用ができない場合）
- 6 提出期限：原則として事故発生後20日以内
- 7 問い合わせ先：技術管理課企画指導係
(TEL099-286-3515, FAX099-286-5619)

事故報告書提出等の基本方針

項 目	運用ルール
事故の定義	事故報告を作成する対象事故の定義は別紙1に定める。
各様式の提出方法	<p>各様式はインターネット利用により、請負業者、発注者が入力を行い、最終的に技術管理課が SAS (Safety Analysis System) センターに提出することとする。</p> <p>SAS センターへの提出は、ホームページ上の提出ボタンを押すことにより成立する。</p>
事故発生状況調書	事故発生後速やかに事故発生状況調書を技術管理課がインターネットを利用し SAS センターに提出する。
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 請負業者は、インターネットを利用し各報告書の必要事項を記入し、入力が終わり次第、発注者へ連絡し、発注者が内容を確認した後、ホームページ上で発注者に提出する。 2 発注者は、請負業者の提出を受けてインターネットを利用し入力を行う。 3 発注者は、入力が終わり次第、技術管理課へ連絡し、技術管理課が内容を確認した後、技術管理課がインターネットを利用し、SAS センターに提出する。 <p>ただし、インターネットによる記入が不可能である場合は、紙ベースにより技術管理課へ郵送することができるものとする。</p>
インターネット 接続方法他	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告用インターネットのホームページは、下記アドレスのとおり。 http://sas.ejcm.or.jp/ (発注者、請負業者 共通) 2 鹿児島県土木部発注者用ログイン ID、パスワードについては、技術管理課企画指導係から報告書作成担当者に連絡する。(外部に漏れないよう配慮すること。) 3 請負者用ログイン ID、パスワードは最初の画面入力後直ちに自動的に発行される。請負者は、発注者に提出する迄は、修正・変更時に必要であるので必ず控えておくこと。
様式と入力要領	各様式・入力要領 (マニュアル) はホームページ上から取得することが出来る。

事故データベースへ登録する事故報告書の提出対象事故について

事故の定義は以下のとおりとし、それ以外は「軽微な事故」として登録する。

事故の分類	事故の定義
①労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p><u>工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）</u>において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p><u>資機材・工場製品輸送作業（工事共通仕様書の総則「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下輸送作業という）</u>が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>*工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業上に接続した区域。</p>
②もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<u>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して</u> 工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
③死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<u>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して</u> 当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。
④物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<u>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して</u> 第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

※ ここでいう負傷とは、休業4日以上の負傷をいう。

事故報告書の流れについて

別紙2

平成16年8月1日以降適用
 対象工事: 土木部所管工事(委託業務含む)で事故の発生した工事。(漁港事業含む)

<p>災害事故報告書 (部長への報告) 「すべての事故等」</p>	<p>請負業者</p> <p>↑</p> <p>〈直ちに通報〉</p> <p>発注者(各土木事務所)</p> <p>↑</p> <p>〈直ちに報告〉</p> <p>「災害事故報告書」作成 第5号様式(第10条関係) 参考資料として、事故状況を説明できる位置図・平面図・見取り図・横断面図・写真等を提出。</p> <p>「監理用地課建設業係」 「專業主務課担当係」 「技術管理課企画指導係」</p> <p>↑</p> <p>〈報告・事業主務課〉</p> <p>部長</p>	<p>本庁</p> <p>「技術管理課企画指導係」作成 「事故発生状況調書」提出 「休業3日以下の負傷の場合には、軽微な事故として登録する。」</p> <p>↑</p> <p>SASセンター データの管理 〈インターネットによる提出〉 〈インターネットによる提出〉</p>
<p>「建設工事事務データベース入カシステム」による工事事務報告(国への報告) 「死亡あるいは休業4日以上負傷がある場合。」</p>	<p>請負業者</p> <p>↑</p> <p>「事故報告書」請負者の報告書の記入 〈記入が終了し次第、発注者に電話連絡し、発注者内容を確認した後、発注者にホームページ上で提出〉 〈監督職員が指示する日までに〉</p> <p>発注者(各土木事務所)</p> <p>↑</p> <p>「事故報告書」発注者用の報告書の記入 〈記入が終了し次第、技術管理課企画指導係に電話連絡〉 〈事故発生後20日以内に〉</p> <p>技術管理課企画指導係</p> <p>↑</p> <p>SASセンター データの管理 〈インターネットによる提出〉</p>	<p>「技術管理課企画指導係」作成 「事故発生状況調書」提出 「休業3日以下の負傷の場合には、軽微な事故として登録する。」</p> <p>↑</p> <p>SASセンター データの管理 〈インターネットによる提出〉</p>
<p>備考</p>	<p>鹿児島県土木事務所事務取扱要綱 第10条 (鹿児島県土木関係通知集P452) 「所長は、天災地変その他の災害又は事故等が発生したときは、臨機の処置をとり、被害の状況を次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める様式により直ちに土木部長へ報告しなければならない。 (2)その他の災害又は事故等が発生した場合……別記第5号様式」</p>	